

平成31年（令和元年）度
農業委員会審査件数

田原市農業委員会が平成31年（令和元年）度に農地の売買・貸借・転用の申請書等の提出を受けて審査した件数は、以下の通りです。

●農地の売買、贈与、貸し借りをする場合の手続き

●農地法第3条関係

種別	件数	面積
売買	65	8万2454㎡
交換	4	3861㎡
贈与	12	1万1209㎡
賃貸借	2	2729㎡
使用貸借	8	6万6074㎡
計	91	16万6327㎡

●農業経営基盤強化促進法関連

（農地の売買・貸借のうち、農業者の経営規模の拡大、農地の効率的利用など、特定の条件に当てはまる場合に利用できる制度）

種別	件数	面積
売買	92	15万9952㎡
貸借	356	87万2803㎡
計	448	103万2755㎡

●農地を農地以外に利用するための手続き（農地転用）

●農地法第4条関係

自己所有の農地を転用する場合

種別	件数	面積
許可	9	6030㎡
届出	2	1125㎡
計	11	7155㎡

※表中の「許可」は市街化調整区域を対象にした転用、「届出」は市街化区域を対象とした転用です（次の農地法第5条も同様）

●農地法第5条関係

農地を買ったり、借りたりして転用する場合

種別	件数	面積
許可	49	3万5028㎡
届出	54	3万2197㎡
計	103	6万7225㎡



各種申請には毎月締め切り日があります。期日を守りましょう。

たはらで農業はじめました vol.3

～新規就農者を紹介します～



今回は赤羽根町の山下明里さんを紹介します。

山下さんは平成31年1月に母方の祖父母の農業を受け継いで就農しました。約2.8haの畑でキャベツやブロッコリーその他、カリフラワー、ビーツといったちょっと珍しい野菜も栽培しています。仕事は主にお母さんと行っているそうです。

カリフラワーやビーツは、主に百貨店や道の駅などで販売しています。販路は広く、東京を中心に北海道から沖縄まであるそうです。これらの野菜の需要はますます増えてきていることから、今後は作付面積をもっと広げていきたいとのことでした。

農業のやりがいは、例えばカリフラワーでは大きな花の固まりをこぶし大ぐらいの大きさにきれいに切り揃えることで商品価値が上がるなど、自分の技術や努力が評価されることがうれしいと、充実した笑顔で話してくれました。

申請・届出など	締切日
農地法第3条許可申請	毎月5日 （閉庁日の場合は翌平日）
農地法第4条許可申請	
農地法第5条許可申請	
農地法第4条届出 （市街化区域内の転用）	随時
農地法第5条届出 （市街化区域内の転用）	
農業経営基盤強化促進法による農地の売買・貸借	毎月25日 （閉庁日の場合は翌平日）

7月は耕起月間です

耕作放棄地の解消・予防を心掛けてください。

農業委員会では、田植え前の4月、病害虫発生前の7月、雑草の種が飛散する10月を「耕起月間」と定め、啓発活動を行っています。

自分の農地は自分で責任を持って、適正な管理をするようお願いします。